



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

南海の黒ヒョウ

本年の確定申告、還付申告も含めご依頼頂きました案件全て期限内に申告することが出来ました。お忙しい中、ご協力頂きましたご依頼者の皆さまには、改めて感謝申し上げます。

確定申告業務もあとわずか、もうひと踏ん張りど奮闘していた最終日の3月16日に、ネットニュースで元大関若嶋津の訃報が目飛び込んできました。若嶋津は昭和50年代後半から60年代に活躍された力士で、体重は最高でも125kgと当時の幕内力士の中でも5本の指に入る位の細身の体格ながら、真っ向勝負で相手に対峙し、素早い動きと強靱な足腰を活かした取り口で勝ち星を重ねました。それだけでなくビジュアルが南国鹿児島出身の浅黒い肌と精悍な顔立ちとあって、「南海の黒ヒョウ」のニックネームで大変な人気を博しました。その人気ぶりは、かの世界的サッカー漫画「キャプテン翼」で「若島津健」というキャラクターが出来たほど。作者の高橋陽一も大ファンで、人気にあやかっただけでなく、高橋先生だけでなく、私もそんな若嶋津の取り口とビジュアルに魅了され、相撲を観戦し始めるようになって最初にファンになりました。昭和59年には2度の幕内最高優勝（うち1度は15戦全勝）を果たし、人気も最高潮に到達。また「硝子坂」「そんなヒロシに騙されて」などのヒット曲がある人気歌手高田みづえと結婚したことも、大きな話題となりました。そんな注目度抜群の力士ただけに横綱も期待されましたが、あと一息足りず、昇進は叶いませんでした。その後は細身の体格をビルドアップさせようと無理して食事をしてきたことが祟って、糖尿病に罹り成績が低迷。昭和62年7月場所限りで引退しました。

引退後は松ヶ根（のち二所ノ関）親方となって相撲部屋を創設し、7人の関取を育成するなど、指導者としても手腕を発揮しました。その功績から平成26年より日本相撲協会でも理事となり、審判部長などの要職を歴任。さあこれから相撲協会を親方として更に引っ張っていかうかとしていた矢

先、悲劇が訪れました。趣味のサウナから部屋へ自転車で帰る途中に体調を崩し、路上で転倒、頭部を強打しました。その後、病院に緊急搬送され、すぐに頭部の手術を受け辛うじて生命は取りとめたものの、体の機能は大幅に低下。以後は理事の要職から離れることとなりました。それでも相撲協会は65歳停年まで務められましたが、テレビやネットなどで姿を見るとかなりやせ細っていたので、私の中ではかなり心配していました。それだけに亡くなったのは大変残念で淋しいのですが、どこか納得してしまった感じですね。

訃報に際し、力士や親方、相撲記者など関係者から様々なコメントが寄せられているのを見ました。そこで、みな口を揃えて言っていたのが「とにかく優しい方だった」と。例えば、稽古の取材に来ていた記者や見学に来た見ず知らずのファンにちゃんこを振る舞ったり、出身地も出身校も一門も違う力士の引退後の相談に乗ったり、後輩の親方に懇切丁寧に相撲協会の業務を教えたり…実は私も1度だけお会いしたことがあり、その時も気さくに話しかけて頂き、快くサインに応じて頂きました（そのサインは事務所に飾っております）。若嶋津は相撲を愛している人達により相撲を愛してもらおうよう、自分に出来る精一杯の愛情を注ぎ、それでその人達が幸せな気持ちになって、ひいては自分も愛している相撲界の発展に繋がっていく。その思いで相撲関係者やファンに対応していたかと思うと、人気があったのも頷けます。取り口、ビジュアルだけでなく人間性も加わった人気であったんだなあ。

ビジネスはお客様、スタッフ、協力業者、家族、会社であれば株主などの協力があって成り立ちます。そのためにはそれらすべての方々幸せになるよう、愛情を注いだ行動するのが重要です。私には若嶋津のような器量はとてありませんが、ファンと公言している以上、「若嶋津スピリット」を体現できるよう行動していきたいと思えます。



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 8月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、**4月末**までに中間納税をしなければなりません。

2 事業者のうち1/1時点で一定金額以上の事業用固定資産があった場合、**4月末**までに償却資産税の第1期分の納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、**4/30(木)**までに納付の対応をお願い致します。
納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については**国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止**となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際**納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。**

3 令和8年度の協会けんぽ（健康保険）の保険料率が**3月分（4月納付分）**から改定されました。

→協会けんぽに加入されている者は**3月以降その事業所で設定している社会保険の徴収時期から変更**になりますので、給与計算の際はご注意下さい。

4 令和8年4月1日から**雇用保険料率**が変更されます。

→一般の事業者については、事業主負担が9/1000から8.5/1000へ、労働者負担が5.5/1000から5/1000へと下がる見込みです。

4月1日以降に締日を迎える最初の給与計算期間から変更になる見込みですので、給与計算の際はご注意下さい。

Introduction

当事務所のお客様をご紹介します

五十通り特許事務所

<https://510street.tokyo/>



五十通り
特許事務所

弁理士 堀江 一基



「新しいビジネスを企画しているのですが、特許や商標を取得したほうがいいのでしょうか?」「小規模でスタートしたビジネスが軌道に乗り、フランチャイズ展開したいのですが、ライセンスの対象となる権利をどのように形成すべきでしょうか?」「最近、我が社の商品やサービスを模倣しているところが出てきているのですが、やめさせることはできないでしょうか?」

当事務所は、中小企業の知的財産に関する疑問について、経験豊富な弁理士が、分かりやすい解決策をご提案いたします。初回の相談については1時間の無料相談を利用できますし、費用については事前に丁寧にご説明いたしますので、初めての方にも安心してご利用いただけます。

※掲載ご希望の方は加納までご連絡下さい。



One Point

Study

経営者にとって身近な税務をサクッと解説します

「給付付き税額控除」とは何か？

～所得再分配の新たな切り札、その仕組みと課題を整理する～

近年の経済対策や格差是正の議論において、「給付付き税額控除」という言葉を耳にする機会が増えていきます。現行の「所得控除」「税額控除」や「一律給付金」とは何が違うのか、それぞれのメリット・デメリットを整理しながら、新しい制度の姿を考えてみましょう。

似て非なる3つの仕組み

家計を支援する手法には、現行では大きく分けて「所得控除」「税額控除」「現金給付」の3つがあります。

所得控除：税率を掛ける前の「所得」から一定額を差し引く仕組みです（扶養控除、医療費控除など）。

税額控除：課税所得金額に税率を乗じて算出した所得税額から、一定の金額を控除するものです（住宅ローン控除など）。

現金給付：税制とは切り離し、自治体等から直接現金を支給する仕組みです（特別定額給付金など）。

手法	メリット	デメリット
所得控除	既存の税務システムで完結し、事務コストが低い。	所得税率が高い（高所得者）ほど減税額が大きく、逆進性が生じやすい。
税額控除	所得に関わらず一定の減税効果があり、逆進制が生じにくい。	納税額がゼロや少ない人には恩恵が届かない。
現金給付	納税額に関係なく迅速に支給でき、即効性がある。	所得把握が不十分な場合、バラマキになりやすく財政負担が大きい。

なぜ「給付付き税額控除」が注目されるのか

現行の「所得控除」や「税額控除」には、「そもそも税金納めていない、また納税額が少ない人には減税の恩恵が届かない」という構造的弱点がありました。

例えば、10万円の税額控除があっても、納税額が3万円の人は3万円分しか控除できません。しかし「給付付き」であれば、残りの7万円が現金で戻ってきます。これにより、垂直的な公平性（負担能力に応じた再分配）を極めて高い精度で実現できるのが最大の特徴です。

導入に向けた「2つの壁」

理想的な制度に見えますが、日本での本格導入には課題も残ります。

①**所得把握の精度** 給付を伴うため、給与所得だけでなく不動産や株式、事業所得、さらには資産状況まで正確に把握しなければ「不公平な給付」を招く恐れがあります。

②**執行コストと不正受給** 税務当局の事務負担が増大するほか、海外では所得を過小申告して過大に給付を受ける不正が問題となったケースもあります。

まとめ

「給付付き税額控除」は、税制を単なる「徴収の仕組み」から「社会保障と一体化した支援の仕組み」へと進化させる可能性を秘めています。今後、マイナンバー制度の利活用が進む中で、より効率的で公平なセーフティネットとしての議論が加速することでしょう。ご不明点は当事務所までご相談ください。

① こどもや子育て世帯を社会全体で支え、子育て施策の拡充に充てるため「子ども・子育て支援金制度」が令和8年4月からスタートしました ※再案内

これにより令和8年4月分の給与から、標準報酬月額×支援金率（令和8年度は0.23%）を労使折半で負担することになります。従って従業者は5月に子ども・子育て支援金が給与天引きされ、事業者は5月末に他の社会保険料と共に納付します。

なお国民健康保険に加入されている方につきましては、支援金額（月額）は、お住いの市町村が定める条例に基づき、世帯や個人の所得等に応じて決定されます（市町村ごとに支援金に係る保険料率や徴収開始時期は異なります）。実際の支援金額や具体的な徴収開始時期はお住いの市町村にお問い合わせください。

② 令和8年5月より、税務署窓口における納税証明書の受付時間が9時～15時まで短縮されます

税務署窓口での取得に代わる手段として、e-Taxによるオンライン申請（メンテナンス時間を除き、24時間利用可能）及びインターネットバンキング等による手数料の納付を行っていただくことで、納税者の皆様が来署することなく電子納税証明書（PDF）を受け取ることが可能です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>



③ 「人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）」が令和8年3月2日に改正されました

この助成金は事業主が雇用する労働者に対して、新たな事業の立ち上げなど事業展開や企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化、グリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたって必要となる知識及び技術を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

今回の改正により、これまでの助成対象訓練に加え、企業内の人事及び人材育成に関する計画に基づく訓練が助成対象となりました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001665056.pdf>



④ 最新の国・東京都の主な支援施策（補助金・助成金）は下記URLにてご確認できます

https://www.tokyo-cci.or.jp/measures_info/

